

環境訴訟を通じた参加への期待とその限界

神戸市外国語大学 櫻井次郎

環境政策における市民参加を論ずる場合、ここで言う参加が、誰のどのような立場からの参加を意味するのか、まず明らかにする必要がある。すなわち、基本的に政府の環境政策を肯定する立場で、地方行政によって組織された環境教育運動や啓蒙活動に「参加」するのであれば、そのような「参加」（中国語では「参与」と呼ばれる）に対して、広く門戸が開かれていることは言うまでもない。他方、政府の環境政策、またはそもそも環境公害の原因となる開発政策そのものに批判的な立場から、現行の政策に対して根本的な変化を求めるような参加について言えば、そこには限界があることは想像に難くない。

ここで検討対象とするのは後者の参加であるが、このような意味での参加についても、現在の環境政策においてそれを促すような措置が取られていることは注目される。例えば、2014年に改正された環境保護法では、情報公開に関する規定が追加され、さらに、直接的な損害を被っていない環境NGOによる公益訴訟に関する規定が盛り込まれた。また、2012年改正の民事訴訟法123条、2015年改正の行政訴訟法3条、51条では、法定要件を満たす訴訟の受理を人民法院に促す規定が追加された。

では具体的に、かつての水俣におけるチッソや四日市における石油化学コンビナートのように、政府にも強い影響力を持つような企業・企業群が支配する地域において、環境悪化の影響を受けた患者やその家族、または環境NGOが訴訟を提起した場合、人民法院はそれをどのように処理するのであろうか。公害による健康被害者は十分な救済を受け、公害発生源に対しては法の厳格な適用が期待されるのであろうか。

これについて、中華人民共和国における統治体制下では、特に憲法で保障されているはずの「公民の権利」が、実際には様々な制約を受けていることが特に考慮されるべきであろう。まず、国家、社会、集団の利益との関係、つまり、前者が後者を損ねてはならないとされる、集団の利益による制約。公民が享受する権利は、「国情」すなわち社会の発展レベルに適したものであるべきとする議論すら肯定されている。さらに、政府の政策を批判する社会運動に繋がり得る活動は、すべて国家政権転覆罪などの犯罪行為とみなされ得る。

本報告は、上述の市民参加を促す政策上の措置を概観したうえで、このような措置の制約となりえる要因についても考察する。これにより、新たな政策に期待される効果とその限界、また上述の体制的な制約要因に与える影響について若干の検討を試みる。